

平成20年8月1日
北海道財務局

アセットカンパニー株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

北海道財務局（証券取引等監視官部門）が上記会社を検査した結果、法令違反の事実が認められたので、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

[勧告の詳細](#) (証券取引等監視委員会へリンク)

【問い合わせ先】

| | |
|--------------------|----------------|
| 証券取引等監視委員会事務局証券検査課 | 03(3581)2968 |
| 北海道財務局証券取引等監視官部門 | 011(709)2311 |
| | <内線 4221、4222> |